

第 4 日

1. 平成30年 6 月15日午前10時00分招集
2. 平成30年 6 月15日午前10時00分開議
3. 平成30年 6 月15日午後 2 時 5 8 分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1 番 荒 木 宏 太	2 番 白 木 淳	3 番 齊 木 幸 男
4 番 坂 本 敏 彦	5 番 竹 下 周 三	6 番 高 木 洋 一 郎
7 番 秋 丸 要 一	8 番 松 村 慶 次	9 番 庄 山 忠 文
10 番 池 田 龍 之 介	11 番 森 潤 一 郎	12 番 蒲 池 恭 一

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北 原 望	書 記	泉 法 子
---------	-------	-----	-------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高 巢 泰 廣	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	上 原 真 二	総合支所長兼住民課長	樋 口 哲 男
会 計 管 理 者	高 岡 悦 雄	まちづくり推進課長	高 木 浩 昭
税 務 住 民 課 長	石 原 康 司	健 康 福 祉 課 長	坂 口 圭 介
商 工 観 光 課 長	大 山 和 説	建 設 課 長	中 嶋 光 浩
農 林 振 興 課 長	富 下 健 次	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 尾 修
学 校 教 育 課 長	下 津 隆 晴	社 会 教 育 課 長	前 淵 康 彦
町 立 病 院 事 務 部 長	池 上 圭 造	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	樋 口 幸 広

12. 議事日程

日程第 1 議案第31号 和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について

日程第 2 議案第32号 和水町税条例等の一部改正について

日程第 3 議案第33号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第4 議案第34号 和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第35号 平成30年度和水町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第36号 平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第37号 平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第38号 平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第39号 平成30年度春富財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第40号 平成30年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第41号 字の区域の変更について
- 日程第12 議案第42号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 同意第18号 和水町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第19号 和水町農業委員の任命について
- 日程第16 報告第1号 平成29年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第17 報告第2号 平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第18 報告第3号 平成29年度株式会社菊水ロマン館の決算報告について
- 日程第19 陳情等の常任委員長報告について
- 追加日程第1 議案第43号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第20 閉会中の継続審査について

開議 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 御起立願います。おはようございます。

御着席ください。

本日は、各報道関係の皆様より、写真、ビデオカメラの撮影の申し入れがありましたので、許可しております。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 議案第31号 和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、議案第31号「和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第31号「和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について」については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第32号 和水町税条例等の一部改正について

○議長(蒲池恭一君) 日程第2、議案第32号「和水町税条例等の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第32号「和水町税条例等の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第33号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長(蒲池恭一君) 日程第3、議案第33号「和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第33号「和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第34号 和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長(蒲池恭一君) 日程第4、議案第34号「和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第34号「和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第35号 平成30年度和水町一般会計補正予算(第2号)

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、議案第35号「平成30年度和水町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（蒲池恭一君）

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 明細の12ページの2款、1項、10目地域づくり推進費の委託料について、業務の内容についてお伺いいたします。

この委託料は、議会全員協議会の折の説明では、7小学校区にモデル地区を選定して、委託業者が住民と共に当該地域の将来計画を策定する業務であるという説明を受けたことを記憶しております。

そこで質問なのですが、地域計画策定の地域の範囲ですね、今現在考えてらっしゃるのが、小学校区なのか、あるいは消防団の分団程度の範囲なのか、または行政区なのか、あるいは複数行政区、三加和地域で言えば八つありますけれども、どの範囲を想定された業務なのでしょうか。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 高木君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） 高木議員の御質問にお答えいたします。

この地域計画策定業務につきましては、前回御説明しましたように、旧七つの小学校にですね、それぞれモデル地区というような位置づけの中に実施したいと考えております。地区の範囲でございまして、三加和地区におきましては、合併以前にやっておりました八つの里をイメージしております。しかし、このエリアに固執するものではございません。また、菊水地区においては、現在行政区単位になろうかと思っております。こちらですね、複数の行政区の集まりであつてもいいのかなと思っております。

今後ですね、地域の活動においては、行政区より小さい組織の中で、自治組織、行政区よりも大きな組織で、町の組織よりも小さいという、中間の組織を目指す必要があるのかなというふうに考えているところでございます。将来的にはですね、現在の七つの小学校区単位になることが理想とは考えますが、一足飛びにできることではございません。現時点では、地区計画を策定することは、地域住民が知恵を出し合い、自分たちの地域における課題や地域の将来像に考えていただいて、その解決方法等をですね、自分たちのアイディア、考えのもとですね、実現する、そういうふうな計画づくりを進めればというふうに考えているところでございます。

○6番（高木洋一郎君） はい、わかりました。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 3点ほどお聞きします。

まず、11ページのですね、財産管理費の13の委託料、小さい額ですけれども、4万8,000円、町有林森林調査委託料となっておりますけれども、どこの分なのか。それと、ほかにあるところは、常日頃こういった森林調査をされているのかどうか。

それとですね、歳入が9ページ、雑入で590万の赤、歳出が18ページだったかな、18ページの災害対策費、負担金補助金及び交付金で、自主防災組織助成事業補助金590万、入と出が同額なのでトンネル事業だろうと推察をいたしますけれども、この災害の復旧、復興においてはですね、自助・共助・公助とよく三つに分類されます。公助というのは、公の助ですけれども、自治体等がする復旧復興事業ですよね。自助というのは自分の力でする自助、というのは、個人でするにはやはり限界があると。そすと公助については、いろいろな制約とか時間がかかりすぎるということで、災害復旧・復興においてはですね、共助というのがかなりの力を発揮するわけですよ。その点、私は公共、共助、自主防災組織づくりも町では進んでいるかと思っておりますけれども、なぜ590万の減額がなされたのか、その理由ですね。

それと、あと一つ、これは向学のためにお聞きしたいんですけれども、ページ23ページ、ここに一般職の総括ということで載せてあります。それとですね、補正後補正前比較ということで、括弧書きで書いてあつてすよね。これは職員数のところですが、これは何を意味するのか。そすと、この括弧括弧からすると、比較のほうでマイナス1てなってるこの数が合わないのじゃないか。それと職員手当、これは人事異動に伴う職員手当の増減ということで説明をしてありますけれども、補正後、期末手当が169万2,000円、それと扶養手当が75万2,000円、児童手当が77万増えてます。この理由ですね。それと、これは退職手当というのは、退職手当引当金のことだろうと思っておりますけれども、123万6,000円減額になってる理由をお伺いいたします。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） まず、11ページ、財産管理費の委託料の4万8,000円です。これは間伐事業を玉名、和水町の森林整備計画に基づき、町有林の間伐を計画いたしております。その間伐する際にですね、この計画書を、交付要項上、計画書を作らなければならないということです。樹齢と間伐の本数であったりとか、どの樹齢とかですね、そういったものの調査の委託をするお金でございます。あくまで町有林でございます。

それと、590万、9ページと18ページ、議員がおっしゃるとおり、入は9ページですね、はい9ページですね、すと、出が18ページになろうかと思っております。これはつながっております、これは議員説明がありましたとおり自主防災組織です。年度当初においてですね、これは一般財団法人、自治総合センターというのが、総務省の関係団体のほうにですね、補助事業を申し込んで、採択されればお金がつくというものです。今回、当初の段階でですね、吉次の里が200万、下久井原区が200万、平野区が190万というところで予算措置をいたしまして、申請をいたしていただきました。不採択という結果が通知が来たものですから、今回その予算を落とさせていただいております。

それと23ページです。まずですね、一般職の補正前と補正後というのがございます。この括弧書きというのは再任用職員を示すものでございます。内数ですね、138名のうち3名ということで、この再任用職員ですね。それと比較の欄でマイナス1というところですよ。申し訳ございません、ちょっとこの数字が単純に上から下を引けば合わないというところですよ。時間いただいて、ちょっと調べたいと思います。申し訳ございません。

それと期末勤勉手当でございます。これは、まず期末勤勉手当の169万2,000円、それと扶養手当と、それと児童手当も諸々ございます。当初予算とのあくまで比較ですので、当初予算組み込みますときに、3月の定例会にしますと、2月の10日、2月の当初ぐらいで入力します。その関係上、その時点での人数等々を入れ込みます。その時点での一番の何と申しますか、情報を入れるわけですけども、その後人事異動になりして、再任用職員の決定であったりとか、あと、各課長の昇給、昇格、そういったものもございまして、人事異動の中にはですね。それと児童手当とか、あと通勤手当、それは職員の異動によったり、そういった諸々の要件でもございまして。扶養手当もやはり職員の家族構成が変わったりとか、そういった意味合いがきますので、これも6月のこの議会の入力時点での最新情報と比較して、このような形で格差が出てると、差額が出てるということでございます。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 森林組合、まあ森林組合に委託して、伐採の計画等を作成するということですけども、町有林ということですけど、町有林のどこの部分かを聞いたわけですよ。答弁をよろしく願いいたします。

こういった計画というのが、年次ごとにそれぞれの町有林があると思うんですよ、数カ所、それを年次計画において伐採をせにゃいかんというようなことで、計画がなされていると思うわけですよ。今回どこの部分かはまだ聞いてないからわかりませんが、その町有林の調査をしたいということで計上されていると思うわけですね。だから、そういった感じで、何年おきかにそういった計画がなされているのかをちょっとお聞きしたいわけです。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 具体的な場所等については、大変申し訳ございませんが、今ちょっと把握はいたしておりません。それと今、御質問のありました、こういった計画で進めているのかと、この件につきましてちょっと時間いただいて調べたいと思います。申し訳ございません。

○議長（蒲池恭一君） 池田議員、休憩入れてまで調べんなら休憩入れますけど、どうしますか。いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 20ページの文化財の保護費の中の工事請負費ですね、旧春富小学校運動場の入口改修工事、この改修工事の説明をお願いをしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） 庄山議員の御質疑にお答えいたします。

こちらの工事請負費につきましては、春富小学校運動場入口の改修工事でございます。この秋に田中城ミニミュージアムをオープンさせる計画を進めておりまして、それに関連する工事となります。

内容といたしましては、運動場に入り口の部分が、かなり急勾配のスロープになっておりますので、そこを緩やかに改修するというのが一つと、旧小学校の入口までその車で進入させるということで、採石等を表土にまくというようなことの工事でございます。路盤工で約400平米を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 今、あそこがちょっと勾配があると。我々は今までですね、この勾配あっても何も問題なかったんじゃないかなというふうに思っております。なぜかという、あそこの小学校がまだある時点で、大型バスの入口、これも実際入りよったわけですね。今、いろんな事業等もあそこであります。車等も何ら問題なく入っておるといふようなことで、本当にそれが必要なのかなというふうに思うわけですが、126万9,000円ですが、それだけの費用をかけてですね、やるべきことかなと私は思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君）

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） 御質問にお答えいたします。

こちらの今回の工事は、やはり田中城ミニミュージアムの開館に併せてということで、不特定多数の様々なお客様にお越しいただきたいと思っております。道路から勾配がついてますので、そこをやはり緩やかにすることで、一般の利用客の皆様方が、スムーズに進入できるかなというところを考えているところでございます。車体の低い車等も中にはあるかと思っておりますので、このあたりをしっかりと対応していきたいということで、計上させていただいてるところでございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 工事内容にちょっとお尋ねをしますが、コンクリの部分、それから門柱が両方あると思いますが、門柱あたりも一応取り除くというふうなことでこの工事をするのか。今の幅で、ただ傾斜を緩く計画されていくのか、その点、お尋ねしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） この門柱を取り除くかどうかについては、ちょっとお時間をいただいて調べさせていただけたらと思います。よろしいでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 休憩入れてでも説明を求めますか、庄山議員。

○9番（庄山忠文君） これは予算ばつけどっでしょう、つけるわけでしょう。門柱が入ったらん入るとる、そういうところからでも工事内容あたりはわかっと思って思うんですけど、その点。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 10時27分

再開 10時28分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） 庄山議員の御質問にお答えいたします。

門柱につきましては、内容を見ましたところ、そのままでございます。スロープの改修ということで、こちらにつきましては、最近のイベント等で苦情があがってるということで、それを改善したいということでございます。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 21ページですね、今のところのですね、体育施設費ですね、スカイドームの備品の購入、この内容をちょっとお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） 秋丸議員の御質疑にお答えいたします。

ただいまのスカイドームの備品購入でございますが、ランニングマシンを1台、それからデジタルタイマーを一式を購入予定でございます。いずれも故障したことの更新でございます。

○議長（蒲池恭一君） よろしいですか。

先ほどの答弁漏れの執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 先ほど池田議員より御質問がありました分でございます。具体的な場所と、間伐の場所ということ。西吉地地区と上十町地区でございます。この2カ所でございます。この2カ所の部分については、民地のエリアに町有林が隣接しておりますので、密接してる関係上、間伐を行うということでございます。

年次的な具体的な計画はあるのかという御質問もございました。この点につきましては、具体

的な年次計画は作成はいたしておりません。

それと職員数の括弧書きでございますが、大変申し訳ございませんが誤りでございます。すみませんでした。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 歳入、8ページの件でちょっとお尋ねをいたします。

8ページの18款繰入金についてですが、補正後の額が81億1,700万あまりと非常に近年まれにみる予算規模となっております。そのため基金を取り崩して事業を執行するということですがけれども、この三つの基金、この。

○議長（蒲池恭一君） 9ページですよ、9ページね。

○6番（高木洋一郎君） ごめんなさい、9ページですか、9ページです。9ページの18款繰入金、基金繰入金の三つの繰入でございます。この1億2,653万7,000円を三つの基金から繰り入れて今回予算を組まれたということはわかるんですけども、それぞれの三つですね、基金の残額と、今後、基金の取り崩しが事業規模によってはですね、増えてくるかと思っておりますけれども、今後の財政運営についてどのような見通しと申しましょうか、感触をお持ちでしょうか。

○議長（蒲池恭一君）

会計管理者 高岡君

○会計管理者（高岡悦雄君） ただいま、高木議員の基金の残高というところで御説明申し上げます。

財政調整基金は、5月31日現在でございますが、30億9,347万8,000円、続きまして、公共施設整備基金は17億3,050万8,000円、熊本地震復興基金は4,011万7,000円。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 答弁いきますね。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 高木議員のこういった基金からの繰り入れを踏まえたうえでの今後の財政状況はどうかと、どのような見込みかということでございます。

28年度からですね、28年度の決算が一番最新の確定した金額でございます。それから、予算レベルで、ちょっと全協で申し上げましたが、繰越金、これは繰越金の話ですけど、ずっと繰越金が入れまして、もう本当に残りが僅かになってきておりますので、今回こういった形で繰り入れをさせていただいております、基金からのですね。

残額については今、申し上げたとおりですけれども、まず、29年度の決算が9月の決算審査で、それ次第で大分変わってくるのかなあと思います。ましてや30年度、今年度の予算もかなり81億から超えた予算となっておりますので、これに関しましても結局31年度に30年度の決算審査をやっていただきます。ここでもかなり予算残というのが見えてはくるのかなあというふうに考えております。

しかしながら、予算レベルではありますけれども、説明しましたように繰越金のほうがかなり減ってきておりますので、やはり学校建設であったり、ほかにも大きな事業はまだ控えておりますけれども、やらなければならない事業でありますので、そういった学校建設はやったにしろ、どこかでほかの款項の中でですね、やはり取捨選択をして、優先順位を決めて、できるだけ全体の予算を縮小していかないと、この基金を崩し始めましたならば、あつという間になくなるんじゃないかなあという危惧はいたしております。

まあこの議会が終わりましてから、最新情報の中でですね、毎年財政計画の見直しをした分を全協の中で報告はいたしております。そういった中でですね、そのときどきの最新情報は、議員の皆様方にお知らせしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） はい、いずれにしても非常に厳しい財政運営が強いられるというようなお話かと受け止めました。先ほど庄山議員も言われましたけども、最小の予算で最大の効果を生むような計画の立案、執行にあたっていただきたいと思います。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

11番 森 君

○11番（森 潤一郎君） 19ページの10款教育費の学校統合事業についてでありますけれども、私、先般、一般質問でも取り上げました。これをどうして取り上げたかと申しますのはですね、町長のその強い意思を感じるんですけど、その具体的にですね、学校教育現場あたりのいろんな、ここには一応中学校改修工事であるとか、あるいは中央小学校建築改修工事であるとか、造成工事費であるとかということ載せてありますけど、この問題については、諸々の小さな工事関係から、いろんな要素が絡んでくると思うんですね。

そういう中で、いわゆる子どもたちの安心・安全、そのへんあたりも含めて確保していくために、そして、なおかつ、つつがなくこの学校工事がですね、32年の4月ですか、開校できるように私は願っておるんですけど、はたしてこの計画でちゃんとびしっといってるのかどうなのか、そのへん危惧されるようなことがないのか。

先般、一般質問のあとですね、ちょっと私も私の支援者の方々にそのあとちょっとお聞きしたつですよね。「どうですかね、どういうふうに感じられましたかね」と、「一般質問のやり取りの中で」、「うーん、ほんなこて大丈夫かねえ」というような意見が多かったわけですね。そういう面からですね、私は、今日は町長よりもむしろ教育長さんのほうに、あるいは学校現場の教育課長のほうに、そういう諸々の問題について危惧する点はないのか、そのへんをちょっとお尋ねしたいというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 反対に危惧してるところは何なんですかね。危惧されてるのは何かを聞いたほうが、僕はいいいんじゃないかなと思いますけど。

まず、なら答えましょう。執行部の答弁を求めます。

教育長 小出君

○教育長（小出正泰君） 今、森議員のほうから、10款等の学校統合事業費につきましての御質問だと思いますが、学校建設につきましてはですね、まずは平成32年4月に向けて、開校できますように私たちも全力を尽くしてまいりたいと思っております。

2点目は、併せて、安全・安心な工事がなされるのかということでの、大丈夫かなというようなお話ではないかなと思います。それにつきましても、もう早速この予算を承認いただきましたならば、早速校舎周辺のですね、方々への併せて説明をさせていただいて、そして、大きな車、ダンプ、その他車両等も入りますので、そういうことについても、それから、学校につきましても再度、学校職員、それから保護者の皆様にも説明を、工事の進め方等についても具体的に御説明申し上げて、まずは絶対事故のないように進めていくということで計画をしておるところでございます。

それから、教育課程等につきましては、また、これは別で御質問があろうかと思っておりますけども、それにつきましても子どもたちにより良い教育を提供していきたいと考えておるところでございます。

○議長（蒲池恭一君） 危惧されてるところが何かだけんですね、だけん入札が不履行になったりしたら遅れるかもしれないとか、そういう答え方をさせていただきたいと思っております。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） そこをですね、危惧される点と申しますと、やはり昨今の入札の不調とかですね、そういったものは確かにございます。しかしながら出し方ですね、やっぱり発注の仕方、ここらへんに関しましては、建設を取り巻く今の社会情勢ですね、こういったものをやはり考慮しながら出してまいりたいというふうに、そしてまた、それで対応したいというふうに考えております。

それと工事中の皆様方が、保護者様、特に先生方もですけど、安全性の確保、その工法というものに対しての不安を持っておられるのかなというふうに考えております。それに対しましてもやはり今、教育長のほうからもございましたように、十分そこらへんはですね、検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

11番 森 君

○11番（森 潤一郎君） 私の尋ね方がちょっと抽象的すぎた部分があろうかと思っておりますけど、私がお尋ねしたかったのは、本当はこの菊水地区の小中学校改築事業について、全体的な計画をもうちょっとびしっと出してほしかったんですよ。ところが、この議案を承認しないと、次のまだ残ってるような問題、例えば、一般質問でも出しましたように、いわゆる給食センターの問題であるとか、それから、給食センターを建設するということになると、町長のお答えでは、建設するというような気持ちを強くお持ちでしたから、私は一安心してるんですけど、ただ、まだ計画としては載ってないわけですね。ですから、そのへんがこの問題あたりでお尋ねして、そして、これを承認しないと次にいけないという形になってるものですから、だからそのへんがです

ね、一般質問の中でのやり取りをお聞きしてる人たちも、やっぱりちょっと不安を感じたんじゃないのかなというふうに思っております。

それから、駐車場の問題、必然的に給食センターの問題が出てきますと駐車場の問題が出てきます。ですから、そのへんの問題あたりを、もう少しびしっとした具体的な計画案がほしかったなあという思いを、ここでちょっと聞きたかったわけですけど、これはあくまでこの数字、いわゆる議案を承認しないと前に進めないという形になってますので、それはそれでもうやむを得ないと思います。ただ、やっぱり私としては、そのへんの兼ね合いの問題はですね、やっぱり教育現場をあずかる教育長、あるいは教育課長、そのへんからですね、強くやっぱしこの高巢町長のほうにアピールをしてほしかったなど、そういう思いでちょっとお尋ねをしました。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 今、森議員のほうから、小学校、中学校の事業として、給食センター云々というようなことでお尋ねがありました。この中でですね、この学校総合事業の事業費の中で、中央小学校建築改修工事ということで、11億8,800万の予算計上がなされております。

私もちょっと疑問に思うことは、この予算が仮にでき上がったとして、今後の給食等の、町長は、できることならば小学校に造りたいというようなことでおっしゃられたと。そういうことになれば、ここに接続というような形なのか、新規にということなのかわかりませんが、この工事をやった後にですね、本当にこの工事が無駄にならんような増築と、給食棟の増築というようなことにしなければ、非常にできないと私は思うわけですね。せっかくこの大きな予算を使って、今度、給食を作る、来年か作るということになれば、せっかく作ったところをくずしてもまたつないでいかなんと、そういうことはあり得るのか、もうないのか、あり得るとするならばここは無駄になると私は思うわけでございますので、その点、今、森議員のおっしゃられるような、総合的なやっぱし計画があって初めてできるのかなというふうに思うわけです。大きな予算ですので、これをですね、そういう計画のもとに、無駄にならんような今後の対策、それはどう思っておられるのか。町長、それから学校教育課長、教育の中でお示しをしていただければと思いますが。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま、学校給食センターの件でございますが、これはぜひやらなければならんということで、今、事務方にもいろいろいくつか案があると思いますので、そのへんを早急にですね、検討して示すようにということで今、指示をしております。この議会が終わりましたらですね、早急にそれに取り掛かりたいというふうに思います。案がまとまりましたら、当然、議会のほうにもですね、御説明申し上げ、御理解をいただくように対応してまいりたいと思います。

ですから、32年の4月開校に向けてこれから作業を進めてまいりますけれども、それと、全く同時期には難しいかなあと思いがいたしております。できることなら一緒に間に合わせるならですね、間に合わせたいという思いでございます。

詳しい中身につきましてははですね、事務方のほうから、教育委員会のほうからもちよつと説明をしていただきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 町長、無駄にならないようにというところの答えをお願いいたします。

○町長（高巢泰廣君） そのへんが当然無駄があつてはできませんので、そのへんがありますので案をいくつか出してですね、いろいろなケースが考えられると思いますから、ですから、その中で費用対効果も見ながら、やっつけていけるような仕組みで対応してまいりたいということでございます。

○議長（蒲池恭一君） 答弁ありますか、課長。いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 私はですね、この無駄にならないと、これは事業としてですね、今度の事業としてやるわけですね。いろんな補助事業も絡んでおります。いろんな制限もくろうと思えます。そういう中で、仮に、仮にですよ、接続をするというようなことで動くならば、このいろんな制限、このやつには何ら問題ないというふうに思っておられるのか、制限がちょっとあるのかなというふうなことがあるのか、その点。

私はその制限というのはですね、この事業は年度で終わるわけですよ、今年度。で、給食棟あたりは新しい予算で、補助事業か何かをやられるかもしれません。それとの照合をやったときに制限をくろうのかくわんのか。そこのところはお考えなのか、そこのところはお考えなのか、ちよつとその点、お尋ねしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君）

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） ただいま、庄山議員の御質問ですけれども、学校のですね、統合関係にしましての事業とですね、給食センターの建築、この建設にしましては全く別事業でございます。ですから制限というものはございませぬ。逆に並行しても採択されればですね、補助事業としてできるというふうに考えております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第35号「平成30年度和水町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第36号 平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第36号「平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第36号「平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第37号 平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第37号「平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第37号「平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第38号 平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第38号「平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第38号「平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第39号 平成30年度春富財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第39号「平成30年度春富財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） まずお聞きします。この伐採計画というか、発注依頼、玉名森林組合に依頼されたということだったんですけれども、玉名森林組合にいつ伐採の依頼をされたのか。

それと全体で何立米の伐採をされたのか。今、市況で1立米単価は幾らなのか。その3点をお願いします。

○議長（蒲池恭一君）

総合支所長 樋口哲男君

○総合支所長（樋口哲男君） ただいまの池田議員の御質問にお答えします。

まず、いつということ、昨年ですね、12月だったと思います。それから立米ということで、約103立米ございました。単価的には1万、すみません、ちょっとお待ちください。

すみません、お待たせしました。立米当たりですね、1,200円ですか、約1,200円ですね。以上です。

103立米全体ではですね、はい、約ですね。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 10時58分

再開 11時14分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総合支所長 樋口哲男君

○総合支所長（樋口哲男君） 先ほど答弁漏れがありましたのでお答えします。

市場単価でございますけど、区分でですね、ABCという区分があるということで、その下はチップでございますけど、Aがですね、真っ直ぐで一番大きい木というか、Bのほうが若干落ちるやつ、それからCはですね、曲がりが入ってるやつということでございます。ABがですね、1万3,000円から1万4,000円、立米当たりですね。それからCが8,000円ということでございます。以上です。

すみません、先ほど立米当たり申し上げましたけど、今回出した分については、立米当たり1万2,000円、約ですね、2,000円ということでございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番。今、総合支所長の答弁、非常にですね、ちょっと重要なあれがあつとですよ。発注が今年の12月と言われましたよね。発注が去年の12月であれば、事務手続きに落ち度があるんじゃないですか。繰越明許費あげてないでしょう。12月に発注したら、工事計画それも所管の委員会にも報告があつておりませんし議会にも報告があつておりません。非常に重要なんですよ、処理的に。

総務課長はどう思われますか、あとで結構です。これ3回しか我々は発言でけんからですね。

それとですね、あと一つ疑問に思うのが、事務手続きが完全だったとしてもですよ、この補正にあがってる、歳入だけしかあがってないじゃないですか。発注かけたら支出もせにやいかんで

しょうもん。ボランティアでもらってるんですか、玉名森林組合には。発注の工事金額、支出はないわけですから、ボランティア活動で玉名森林組合はこの事業をされたということですよ
ね。

それならばもっと不可解なのが、立米1万2,000円とするならば123万円あがってこなければいけません。それが22万3,000円しかあがってきてない。どうしてその差額が生まれるのか説明をお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 総務課長からいきますか、先に。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） まず繰越明許の関係ですけれども、私を知り得る範囲ではですね、この事業そのものは、森林組合が事業主体となってやったということでございます。ですから、森林組合のほうで事業がなされたのは、昨年度のうちに搬出までが一つの補助事業としてなされて、竣工検査も終わってるというところですよ。ただ、あそこの間伐の会場となったのが春富財産区ということでした。ですから、いろいろじゃあこれを、その搬出までが事業ですね、竣工検査が終わりまして、そこにはその材木が残るわけですね、それを市場に持って行って、そして市場にやって、そしてお金として替えて、そして、それをいろんな経費を引いて、人件費とか引いて今回やるということですので、事業費そのものの町のこの繰越事業というのは、もう既に昨年度終わっておりますので発生いたしません。諸々というか、歳入だけがあがってきましたもんですから、今回こういった形ですね、支出はゼロです。入だけがありましたもんですから、入のところも繰越金じゃなくて、財源の組替えを行ったというところでございます。繰越金を充てておりました分を繰越金を減らしまして、財産の売払収入としてあげたということでございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ちょっと待ってください。総務課長、この提案がおかしくないかというところは、はっきりおかしくないのはおかしくない、結局、繰越明許でして、事業が12月に終わってしたじゃないかということですよ。そこに対して答弁をしてください。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 事業費が繰り越されておきませんので、繰越明許をする必要はないと考えております。そして、この予算書の中にも入のみという形で、非常にこれは特殊でございますけれども、いろいろ調査をしましてですね、やっております。ですから、歳出も補正額はゼロと、2ページにありますけれどもですね、こういった形で処理をさせていただいております。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

総合支所長 樋口哲男君

○総合支所長（樋口哲男君） 池田議員の売上として120万ぐらいあがるんじゃないかという御質問でございましたけど、実際ですね、木材の売上としてはあがりますけど、支出としてですね、いわゆる間伐するための賃金とか重機代、また、玉名森林組合の手数料、それから木材を出すための運搬費、それから木材の市場経費ですね、そのへんの手数料関係とか諸々入っておりますの

で、精算額として22万3,000円が出てきているということでございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） その繰越明許費どうのこうのはいいですたい、でも、今ですよ、自治体の会計がですよ、事業会計のほうに移行しつつあるわけですよ。それからするならば、ぴしゃっとやはり入は入、出は出というのを出さなければ、旧態依然的な自治体会計でずっと行うわけですよ。それをですね、はっきり出すことによって間違いが指摘される、されない、明確であるというのがはっきりわかるわけですよ。こういった会計をしてたら、何をもって我々はチェック機能が果たせるんですか。そこが重要なんですよ、我々にとっては。議会はチェック機能ですから、チェック機能を生かさないような方法で処理してあったらチェックしようがないわけですよ。ということは、我々は要らないということですよ。

それからですね、昨年発注かけたと、所管の委員会にも説明はあってません。発注をかけたとかかけなかったとか、こういう伐採の計画があったとか。そして、今年度の当初予算のときにもその説明はあっておりません。議会軽視も甚だしいじゃないですか。前任者からはどのような引き継ぎを受けておられますか、総合支所長。

以上、お答えください。

○議長（蒲池恭一君）

総合支所長 樋口哲男君

○総合支所長（樋口哲男君） 御存じのとおり、私は4月からでございますけど、いわゆるちょうど課長というかですね、2月まで、また3月の1カ月間、そして私ということで引き継ぎは受けておるところです。引き継ぎにつきましては引継書をもってますので、昨年から間伐事業を実施してるということ聞いてるところでございます。以上です。

（「それでは議会に説明したて引き継ぎにはあってますか」と呼ぶものあり）

○議長（蒲池恭一君） 質問をお受けします。手を挙げて。

（「いやもう3回だけん」と呼ぶものあり）

よかよか、私が大丈夫。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） はい、10番。じゃあ重ねて質問いたします。

その質疑書には、議会所管の委員会には説明してると引き継ぎに書いてありますか書いてありませんか。

○議長（蒲池恭一君）

総合支所長 樋口哲男君

○総合支所長（樋口哲男君） 引継書にはですね、そういう細かくは記入してはございませんでした。ただ、一連の関連資料とか、担当者からそのへんは聞いたところですよ。以上です。

○議長（蒲池恭一君） これについては、今回の報告書を議会全員に提出していただくことと、やっぱりこういう案件については、しっかりと執行部としてですね、報告をしていただくように、

私のほうから申しさせていたただきたいと思います。

ほかに質問をお受けします。質疑ありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） この春富区の財産区ということで収入があがりました。私はですね、12月の定例会の中で、春富財産区の補正が、21万6,000円だったと思います。これは人件費としてあがっておるかと思っています。ちょっと調べてみてください。

○議長（蒲池恭一君） 今のは昨年のですか。

○9番（庄山忠文君） 昨年、29年度の12月の定例会の中で、補正予算で21万6,000円と思います。これは人件費としてあがっていると思います。

そして、この予算がどういう目的なのかということで、これは恐らく財産区の委員さんあたりが、間伐事業として自分たちで、この財産区の金がないから、自分たちで一生懸命努力をして、この安全な予算を確保したいというような気持ちで、私は今度の間伐事業に携わられたのかなと私は思っております。その中にですね、この予算が入っていると。ただ、これは森林組合に委託をすれば、この予算の必要はないと。だから、この予算は減額補正をせんといかんと私は思うわけです。

しかし、まだこの予算は、減額予算はあっていないと。3月、4月の24日の臨時会、この6月の定例会、非常にこの予算関係ではですね、私は29年度の予算の中で、3月定例会の中で減額補正、これをやらんといかんとじゃなかったのかなと思います。

私はこういことでですね、これはいろんなことで遅れたのかなと。その使用はしてないというようなことですので、宙に浮いた予算と。しかし、減額ははっきりわかった時点で減額する必要があると私は思うわけです。その点どうでしょうか、答弁をちょっとお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 今の質問をお伺いしますけども、21万6,000円が今回の22万4,000円の作業、収支の中で22万4,000円にあたってから聞いてらっしゃるわけですね、庄山議員は。

（「あたってるとかもしれないということです」と呼ぶものあり）

あたってるとあたってないから答えていたただきたいと思います。

総合支所長 樋口哲男君

○総合支所長（樋口哲男君） 庄山議員の御質問にお答えします。

庄山議員が言われたように、昨年の12月補正で21万の補正をしてあります。言われたように当初はですね、間伐事業を自分たちでいうか、財産区でやるということで補正がしてあったかと思っています。そのあとですね、いわゆる森林組合を事業主体とする間伐事業に切り換えたということで、補正分の21万円は不用額というか、になったところがございます。

庄山議員が言われるように、本来であるならば昨年3月議会ですね、そこで減額すべきだったかと思っています。それがそのままになっておりますので、お詫びを申し上げたいと思います。失礼しました。

○議長（蒲池恭一君）

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君）　そういうことで、その予算はまだ浮いとつということですね。はい、わかりました。これに、この予算がですね、森林組合等に使われているならば非常に問題ということで私は思っておりますが、宙に浮いとつということで、減額を本当であるならば3月にせんといかんやつと。しかし、これは減額をする必要があると私は認識しておりますので、早くこの減額補正、これをやっていただく。また、今まで長きにわたり、わかった時点では相当もう長くなっておりますので、その点あたりをですね、職員、またその方々は、十二分にそのところを思ってこれは減額補正を早くやってください。私はそう願いたいと思います。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長　上原君

○総務課長（上原真二君）　はい、庄山議員の御指摘は真摯に受け止めたいと思います。ただ、もう29年度の減額補正というのは、もうちょっと今からではできませんので、最終的には、決算の中で最終の不用額という形で出てこようかと思っております。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）　ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第39号「平成30年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君）　起立多数です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第10　議案第40号　平成30年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君）　日程第10、議案第40号「平成30年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番　高木君

○6番（高木洋一郎君）　1ページの第3条の資本的収支と支出の補正について質問いたします。

第3条、予算、第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,256万8,000円を、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,293万7,000円に改める」云々とございます。収入と収支のバランスが取れていないようでございます。

行政の財務会計上は、一般の予算見ますと歳入歳出トントン、プラマイゼロということはわかります。企業会計が違うということも、システムが違うということもわかりますけども、第1条の収益的収支は、プラスであればですね、黒字運営されているということで非常にありがたいことなんですけども、こっちはプラスマイナスゼロの収支バランスを保っております。

資本的収支のマイナス部分、この3,293万7,000円は、予算書で見るとですね、赤字のままに見えるんですけども、どういうからくりになってこれを埋めるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（蒲池恭一君）

町立病院事務部長 池上君

○町立病院事務部長（池上圭造君） 高木議員さんの質問に対してお答えいたします。

資本的収支の部分で、36万9,000円ですね、収入と支出が違うというようなところの御指摘の部分かと思えますけど、病院事業はですね、先ほど申されましたように、地方公営企業として今、成り立っているんですけど、その地方公営企業法の中でですね、資本的収入が資本的支出に不足する場合は、当該企業内に保留する資金でこの不足額を補填するようなことが書いてございます。この補填する金額というのは、病院内に今どれだけあるかというようなところでございますけど、現時点での補填財源、つまり保有している資産は、7億9,000万円ほど今、病院のほうがありますので、そちらのほうで補填するような形になっております。以上でございます。

（「はい、わかりました」と呼ぶものあり）

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第40号「平成30年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第41号 字の区域の変更について

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第41号「字の区域の変更について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第41号「字の区域の変更について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第42号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第42号「定住自立圏の形成に関する協定の締結について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） はい、10番。町長にお尋ねいたします。

この定住自立圏構想の協定締結は、我が町は、玉名市を中心市として、以前、平成20何年だったですかね、締結をしておりますね。このたびまた山鹿市と定住自立圏を締結されるということですけども、山鹿市との締結をされる中でですね、国が進めておった風土記が丘事業、熊本のほうでは肥後古代の森事業という改称に変わってますよね。その事業が我が町と山鹿市、山鹿市の鹿央町のほうとですね、鍋田ですかね、山鹿地域では。そこで同じように風土記が丘事業の一環として事業が継続されておりますけれども、これを契機としてですね、そちらのほうの事業展開云々というのは考えておられますか。

それともう一点、3市1町、菊池市・山鹿市・和水町・玉名市、菊池川流域の日本遺産がありますけれども、その点の事業との関連として、この山鹿市との定住自立圏構想に取り組みれるとか、そういう思いとかをちょっとお示しいただきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君）

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま、池田議員からのお尋ねの件でございますが、実は明日、山鹿の県の資料館ですか、古墳関係の、そこで会議が午前中あるようになっております。初めて私も出席するわけですが、今日まで風土記の丘構想で山鹿市とはですね、今日まで古墳を通じていろいろのお互いのやり取りといたしますか、お互い協力しながら今日まで地域づくりにも役立ててきておられるというふうに感じております。これは古墳があって、それが縁で今日までその事業は続いておりますので、これについては、やっぱり我が町には日本でも有数の古墳も有しておりますので、しっかりと地域との連携は欠かせないというふうに思っております。和水町だけでやれる事業ではないと思いますので、やっぱりこれから先は地域との、関係地区の地域と市町村ともですね、しっかりと連携をしながら進めていくということが、私は一番大事だろうというふうに思っております。

それから、併せまして、この文化庁の菊池川の米作り物語、これにつきましてもですね、全く同じ考えでございます。やっぱり、1町3市で動いておりますので、このへんもしっかりとですね、共同しながら対応していくことが、我が町の利益にもつながっていくという思いでございますので、その方向で進めてまいりたいと思います。

不足する分につきましては、担当課長からちょっと話をさせます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 補足ありますか。

まちづくり推進課長 高木君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） 定住自立圏のですね、構想についてということでございます。これまで玉名圏域のですね、定住自立圏の協定のほうを結んで、協定ビジョンを作成してですね、今、進んでいるところでございます。このあと山鹿市との定住自立圏の締結ということでございますけども、今回は山鹿市と和水町、この圏域を一つの生活圈という中で、豊かな生活が送れる、そういった活動と取り組みを行うことによって、この地域から都市部へ人口の流出を防ぐということでございます。

議員、御案内がありましたようなこれまでの取り組みにさらにですね、今後さらに取り組むことを確認し合しまして、計画に盛り込んでいく必要があるかと思っております。それぞれの分科会もでございます。また、住民の代表の方もですね、ビジョンの策定委員にも入っていただきますので、そういう中でですね、具体的な議論をしていただいて、また計画的な事業の推進を進めたいと考えてるところでございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） これは質疑というか、私の要望になるかと思っておりますけれども、以前から玉名市ともいいけれども、山鹿市とも結んでくれというのが私の持論でした。なぜかという、今、申し上げた風土記が丘事業の一環の肥後古代の森事業と一緒になってるからということでですね、それで、以前、町の史談会のほうからもですね、歴史民俗資料館が老朽化してるし、奥まったところにあるから、もうちょっと道路側に新設をしていただけないかという陳情があがってございました。そのとき所管の総務文教、それと和水町議会の要望、陳情は採択をしております。

ぜひですね、話を聞きますと、山鹿市もですね、鍋田にある博物館を老朽化してるから新設したいという思いがあるようですので、我が町もですね、その歴史民俗資料館をですね、新設するという計画があるということで、観光ルートどうのこうのに結びつけた中でですね、その新設事業をぜひ実現していただきたいと思います。

それともう一点がですね、日本文化遺産に指定されております菊池川流域、これは日本遺産には関係ないんですけども、球磨川のほうで荒瀬ダムの撤去があってですね、昔ながらの石造りの堰を造られております。ぜひですね、よければ加藤清正が造った白石堰をですね、復興するようなですね、案件としてぜひ取り組んでほしいとですよ。今の現状の白石堰ですと、もうヘドロが江栗近くまで堆積がしてると思うとですよ。昔あった加藤清正が造った白石堰、あのときはヘドロは全然なかったと私は記憶しております。小さいながらも菊池川で水泳、潜りとかいろいろしている中でですね、ヘドロがあったためしがないと思います。いろいろ社会的情勢が変わって、三池のほうに工業用水、それと玉名のほうの農業用水どうのこうの、左右に門があって、いろいろなあれはあるかもわかりませんが、ぜひそういった広大なロマンというか、そういうやつも構想の中にですね、入れられて、ぜひ山鹿市との協議をですね、進めていただきたいと思います。何かありましたら。

○議長（蒲池恭一君）

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 貴重な御意見ありがとうございます。明日、山鹿市の資料館まいりますので、実はゆっくりと状況をですね、私も2回ほど行きましたけれども、そのときは時間的にもそうゆっくり見たあれはございませんので、明日はゆっくり時間をかけてですね、良い機会ですので見ていきたいというふうに思っております。

併せまして、今後山鹿市とはしっかりと連携を、おっしゃったようなことでですね、連携を深めていって、共同でできる部分は今日で対応すると。歴史の回廊づくりといいますか、そういったことの取り組みもですね、併せてやらにゃいかんとじゃないかなという思いがいたします。米作りの問題につきましても全くそのようなことで、今いろいろ検討会がつくられ、協議会がつくられまして進められておりますので、それに則ってですね、我が町も対応していくということでやっていきたいと思います。

それから堰の問題、確かに今はもうヘドロがつかえております。私も川筋で育ちましたので、その状況は非常によくわかってるつもりでございます。今、壮大なこのロマンといいますか、考え、すばらしいところがありますので、一気にはいきませんが、その思いは大事にしながら私も対応してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） すみません、あと1点ありまして、ちょうどですね、玉名、山鹿と結ぶ関係で、公共交通機関ですよ、発着・終着、発着・終着というような関係で結ばれますので、公共交通体系についてもですね、本当何千万という補助金、路線バスの維持費として補助金を出

しておりますので、そのところもですね、真摯に事業に取り組んでいただきたいと思います。
玉名との提携の中には南関町も加わっておりますので、ちょうど終発着全部揃ったところですね、この公共交通体系というのは、話し合いの場ができたんじゃないかと思っておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 高木君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） 今の池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回、議案の中にですね、別表第2の中でございますけども、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の中に、地域公共交通という項目もございます。こういう中でですね、担当レベルでは話をしておりますが、計画の中でもですね、全体的な公共交通体系の協議をし、和水町としてあるべき姿をですね、考えていきたいと思っております。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第42号「定住自立圏の形成に関する協定の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次のものを人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。平成30年6月8日提出、和水町長、高巢泰廣。

今回お願いする部分は、住所が、和水町藤田391番地の1、氏名、木原泰代、生年月日、昭和33年3月15日生まれ。

諮問の理由は、角田公生委員の辞任、平成30年1月31日により後任委員を推薦する必要がある。これが、議案を提出する理由である。

現在、人権擁護委員の角田委員が、一身上の都合により辞任の申し出があり、平成30年1月31日付けをもって解職されておりました。その後、今年の2月に熊本地方法務局長から、人権擁護委員候補者の推薦についての依頼があったところでございます。つきましては、後任候補者の推薦の提案を申し上げ、議会の皆様の御意見を求める次第であります。

今回、角田委員の後任候補として推薦いたしますのは木原泰代さんでございます。中央校区藤田区のお住まいでございます。木原さんは、議員の皆様御承知のとおり、和水町役場で29年間、町の保健師として頑張っておられました。現在も医療の資格をお持ちであるため、病院に勤務されております。木原さんは、人格、見識共に申し分ない方ですので、人権擁護委員の後任候補者として推薦し、議会の皆様の意見を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見書のとおり答申したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第7号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元にお配りいたしました意見書のとおり、答申することに決定いたしました。

日程第14 同意第18号 和水町教育委員会委員の任命について

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、同意第18号、「和水町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 同意第18号、和水町教育委員会委員の任命について。

和水町教育委員会の委員に下記のことを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記、住所が、和水町岩尻988番地、氏名、松村ともみさん、昭和51年12月9日生まれ。平成30年6月8日提出、和水町長、高巢泰廣でございます。

提案理由は、教育委員会委員を任命するときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。これが、議案を提出する理由でございます。

松村さんの経歴でございますが、お住まいは岩尻でございます。988番地、氏名は松村ともみさ

ん、生年月日、昭和51年12月9日生まれでございます。子どもさんがおられまして、29年12月27日生まれでございます。職歴はJ Aうきにお勤めになり、その後、宇城市の教育委員会に1年間臨時職員として、さらにまた専修大学玉名付属高校の臨時教諭として4年間勤務されております。資格は高校教諭の免許を持っておられますし、それから、英語検定協会の実務英語能力検定の準1級、熊本県の訪問看護員2級をお持ちでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第18号「和水町教育委員会委員の任命について」、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。

したがって、同意第18号は同意することに決定いたしました。

しばらく休憩します。1時10分からいきたいと思います。

休憩 午前12時00分

再開 午後1時10分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 同意第19号 和水町農業委員の任命について

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、同意第19号「和水町農業委員の任命について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 同意第19号、和水町農業委員の任命について。

和水町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、議会の御同意を求める。平成30年6月8日提出、和水町長、高巢泰廣。

住所は、和水町山十町75番地の1、氏名、荒木政士、昭和27年5月8日生まれ。提案の理由は、和水町農業委員の任命については、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

第1回和水町議会臨時会において、和水町議会議長に就任された後、5月1日に蒲池恭一氏から農業委員の任命辞退が提出され承りました。農業委員を1名募集した結果、1名の募集に対し1名の推薦応募がございました。6月4日に評価委員会を開催し、全会一致で議会への同意案件として採択されましたので、同意をお願いするものでございます。

荒木氏は、認定農業者であり、肥育牛650頭を飼育されております。平成24年8月から平成27年7月までの3年間、農業委員の委員会の会長の経歴をお持ちでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（蒲池恭一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第19号「和水町農業委員の任命について」、同意することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。

したがって、同意第19号は同意することに決定いたしました。

日程第16 報告第1号 平成29年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、報告第1号「平成29年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

本案について説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 報告第1号、平成29年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成29年度和水町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告申し上げます。平成30年6月8日提出、和水町長、高巢泰廣でございます。

まず、繰越明許費について若干御説明を申し上げます。

会計年度独立の原則の例外といたしまして、当該年度の歳出予算の一部を翌年度以降において執行することをいいます。繰越明許費の繰り越しは、歳出予算の経費のうち、その性質上、または予算成立後に事由により、当該年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り使用することができるものです。

これから説明を申し上げますこの繰越明許費については、平成30年3月議会の定例会におきまして、議案第11号、平成29年度和水町一般会計補正予算（第5号）で、4事業の承認をいただいております。また、平成30年の4月24日の第1回臨時議会におきまして、承認第3号、専決処分承認について、1事業が承認をされているところでございます。このいずれの承認内容は、次年度に繰り越します事業名と金額を承認を受けております。今回、この議会におきまして、その後、会計年度、出納閉鎖等々を経まして、その結果といたしまして繰越明許費それと繰り越し計算書の報告をさせていただきます。

次のページを御覧いただきたいと思っております。全部で5事業でございます。上から順次説明を申し上げます。

総務費、総務管理費、廃校管理経費、旧春富小学校プール除却後の整地の事業でございます。繰り越しました理由は、熊本地震の影響で舗装業者が見つからなかったことと併せまして、産業廃棄物業者の見積書が遅れたことにより、年度内に間に合わず繰り越しを行うものでございます。繰越額1,399万8,000円でございます。

続きまして、農林水産業費、農業費、団体営圃場整備事業費でございます。委託地区圃場整備地区内の向棚のため池の盛土工事でございます。繰越理由といたしまして、熊本地震の影響によりまして、盛土に使用します材料の調査、試験に、調査期間が地震で多くそういった試験にですね、要した日数が予定どおりいかずに遅れたものです。そういった理由で繰り越すものです。繰越額904万8,600円でございます。

続きまして、土木費、道路橋梁費、西光寺中林線整備事業でございます。町道西光寺中林線の整備工事です。繰越理由といたしましては、工事により中林水源からの配管、仮設ルートの見直し協議に時間を要したため繰り越すものでございます。繰越額1,164万4,000円です。教育費、保健体育費、保健体育推進費、金栗生家の建物診断を行う事業でございます。繰越理由といたしまして、文化財建造物として、熊本建築士会にその診断を依頼することとしておりましたが、熊本地震による文化財の被害が多く、診断までには今回は至らなかったために繰り越したものでございます。繰越額256万円でございます。

災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、農林施設災害復旧費でございます。民家の裏山の崩落を防ぐ事業でございます。繰越理由、江田地区と内田地区の2カ所で治山事業を進めてまいりましたがけれども、地権者との工事等々の協議、調整に日数を要したため繰り越しをするものでございます。繰越額1,020万円でございます。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 本案について質疑はありませんか。質問ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番。ちょっとお尋ねいたします。

教育費の保健体育費、保健体育推進経費ということで、今、説明がありましたけれども、この文化財指定、金栗四三の生家の件ですけれども、文化財指定にされる見込みというか、見通しというか、そういうのがもしありましたらばお示し願いたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 前淵君

○社会教育課長（前淵康彦君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

金栗生家の文化財の指定の見通しはというお尋ねかと思いますが、こちらについてはまだ、現在建物診断の契約をして、図面の作成とか、建物がどの程度の文化的な価値があるのかとか、そういった調査を今してるところでございまして、これからその町の文化財に指定するのかといったところは、まだ検討のテーブルの上に乗せてない状況でございます。これからそういった話等がですね、いろんなところから出てくるのかなというふうに思っております。私どもも検討をしていかなければならないとは思っております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 聞くところによるとですね、釘が近代、明治以降ですよ、近代的になってからは釘は頭は丸いと。そすと明治以前、結局産業革命が起こってないもんですから、四角い釘だということで、その金栗四三の生家の釘は、結局丸釘は使ってなくて四角い釘が使ってあるということをお聞きしたのでね、もしそういう点で県のほうから指定を受けられるならですね、今後の管理等においては、経費、町からの持ち出し等を考えると、削減できるんじゃないかなという思いがいたしますので、ぜひですね、調査終わりましたら県のほうにですね、やはり強力的に働き掛けをしてですね、ぜひその文化財指定を獲得できるなら獲得したほうがいいんじゃないかなと思いますので、そこのところを今後の努力目標としてですね、していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 貴重な御意見ありがとうございます。ただいまの件につきましては、これから調査をしまして、どういう経過になるかわかりませんが、状況次第では今おっしゃったようなことも当然検討すべきことである、強力に対応すべきことじゃないかと思えます。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） ぜひ今後町としてもですね、金栗四三の記念館として活用したいという御意向ですのでですね、できるだけ町の持ち出しが少なくなるような維持管理費等を考えると、

やっぱりそういった方向をですね、示していったほうがいいんじゃないかなと思いますので、ぜひ努力をお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 荒木君

○1 番（荒木宏太君） 1 番、荒木です。災害復旧費なんですけれども、林業施設災害復旧事業についての細かい内容、復旧、どういった内容の復旧の内容をちょっと知りたいと思っております。

答弁をよろしくお願いたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） 荒木議員の災害復旧内容についてということでございます。今回繰り越しております2地区に対しましては、宅地裏の山地から山地が崩壊して、住宅地のほうに土砂が落ちてきているということで、復旧工法といたしましては、その崩土、今後も崩土する恐れがある部分まで法切り、山を切りまして、表面を吹き付けいたしまして、下のほうでまた越し止めといたしますか山止めといたしますか、そういう施設を設けるような形で復旧をしております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 受託者負担金は、工事の。

○農林振興課長（富下健次君） すみません、抜けておりました。負担金のほうは15%地権者といたしますか、申請者のほうからですね、負担金のほうをいただいております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） よか、いいね、理解できた。

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上、報告第1号「平成29年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の報告を終わります。

日程第17 報告第2号 平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、報告第2号「平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

本案について説明を求めます。

特養施設長 樋口幸広君

○特別養護老人ホーム施設長（樋口幸広君） 報告第2号、平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算の繰越明許は、別紙のとおり翌年度に繰り

越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。平成30年6月8日提出、和水町長、高巢泰廣です。

次のページを御覧ください。

きくすい荘は1件ございまして、1款総務費、2項施設管理費、事業名が一般管理費で、529万2,000円を全額翌年度に繰り越すものでございます。これにつきましては、冷房用チラーの圧縮機が老朽化により故障したために3月に補正を行いました。圧縮機については海外での注文生産のため、年度内に工事が完了しなかったことにより繰越を行うものです。

以上で、報告第2号、平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（蒲池恭一君） 本案について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号「平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計繰越明許費繰越計算書について」の報告を終わります。

日程第18 報告第3号 平成29年度株式会社菊水ロマン館の決算報告について

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、報告第3号「平成29年度株式会社菊水ロマン館の決算報告について」を議題といたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく株式会社菊水ロマン館の決算状況は、先般行われた全員協議会での報告に代えさせていただきます。

日程第19 陳情等の常任委員長報告について

○議長（蒲池恭一君） 日程第19、陳情等の常任委員長報告についてを議題といたします。

常任委員会に付託した陳情等について、委員長から委員会審査報告書が提出されました。委員長から審査の過程と結果について報告を求めます。

厚生建設経済常任委員会に付託した陳情等について、委員長の報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 坂本君

○厚生建設経済常任委員長（坂本敏彦君） 厚生建設経済常任委員長の坂本でございます。

本定例会において、厚生建設経済常任委員会に付託されました陳情等の審査結果について報告いたします。なお、審査につきましては、6月12日、中会議室におきまして慎重に審査を行っております。

受付番号、第383号、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望の審査結果は採択です。

以上で、本委員会に付託されました陳情等の審査の結果について、報告を終わります。

○議長（蒲池恭一君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

受付番号第383号、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。受付番号第383号、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。

したがって、受付番号第383号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

議会運営委員会を開会していただきたいと思います。

議運の皆さん方は、会議室に御集合ください。

休憩 午後1時32分

再開 午後2時10分

○議長(蒲池恭一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、町長から、議案第43号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御議論ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 異議なしと認めます。

議案第43号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第43号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第1、議案第43号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 議案第43号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年6月15日提出、和水町長、高巢泰廣であります。

和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する。

和水町長等の給与及び旅費に関する条例（平成18年和水町条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。7、平成30年7月1日から平成30年9月30日までの間、町長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、その額の100分の10を減じた額とする。

附則、この条例は、公布の日から施行するということであります。

提案の理由でございますが、地区公民館建設費補助金の交付に際し、事務の不手際等により、地元住民の皆様をはじめ関係各位に対し、多大なる御迷惑と不安を与え、信頼を損ねたことにつき、町長としてその責任の重大さに鑑み、道義的責任を果たすため条例を改正する必要があります。これが、条例案を提出する理由であります。

今後の対策につきましては、日ごろの業務ミスが町政への信頼喪失を与えかねないことを全職員が改めて十分認識し、今後このような事案を引き起こすことのないよう、一丸となって取り組んでまいります。また、再発防止のために、次の対策を着実に実行してまいります。

二重確認の徹底、特に住民に直結した各種団体等への事業費補助等の予算については、予算計上漏れがないように予算要求確認台帳等を整備し、主査、副査で二重の確認を行ってまいります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 6番、高木です。今、町長から提案をされております和水町長等の給与及び旅費に関する条例一部改正、内容を見てみますと、町長のみが10分の1という提案でございます。所管をされる教育委員会の教育長並びに事務担当の責任者であります課長は、この町長の責任の取り方、それから、自らの責任の重さについていかがお考えかお伺いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 小出君

○教育長（小出正泰君） 本日この提案されましたこの件につきましては、私も大変遺憾に思っておるところでございます。職員の事務の連絡、それと同時に確認、それから帳簿等による作成での確認、具体的なそういうところまで十分できていなかったということにつきまして、私自身も大変反省するところでございます。町長にこのように今、提案されました内容で、大変私たちも残念に思いながら、私たち自身もう一度反省しながら、適正な事務処理と同時に、住民に迷惑をかけない、議会と、町民の皆さんに迷惑をかけないように対応してまいりたいと思っておるところでございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 高木議員の、まあ教育長のほうからは今、御説明がありましたけれども、その他関係職員に関しましてという御質問でございます。

この件につきましては、懲罰委員会等々を行っております。これまで何回かちょっと説明しましたけれども、今現在、町長部局のほうでの懲罰委員会の結果として出しまして、それをですね、これは教育委員会部局ですので、和水町教育長に対する事務員規則に基づいてですね、今現在、教育委員会のほうで、教育長のほうでですね、検討途中でございます。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

社会教育課長 前淵君

○社会教育課長（前淵康彦君） 担当事務の不手際を起こしました担当課長といたしまして、町民の皆様をはじめ議会の皆様、多大なる御迷惑をおかけいたしました。誠に申し訳なく思います。申し訳ございません。

今回の事案につきましては、和水町地区公民館建設費補助金交付要項に基づきまして、地区からの申請により、一定の要件を満たす地区公民館の新築、増築、全面改築、購入及び修繕に係る事業費用の一部を補助金として地区へ交付する事業を行っております。そこでこの事業の遂行にあたりまして問題がございました。

1点目は、この補助事業を前年度に行政区から事業計画書の提出があり、事業承認をしていたにもかかわらず、事務引継と事務の不手際によりまして、30年の当初予算にこの補助金の予算計上漏れを、計上せずに計上漏れという形になっておりました。また、このため行政区から補助金交付申請があったにもかかわらず、交付決定を行うことができない中で、行政区は早急に地区公民館を修繕する必要があったことから、予算なき補助金交付決定前の着手ということで、このような事態が起きてしまったと思います。これにあたりましては、私自身が上司への報告、連絡、相談を怠ったことがこの要因を引き起こしたと思っております。私の責任と思っております。誠に申し訳なく思います。

○議長（蒲池恭一君）

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 今それぞれから反省の弁、それから、処分のいきさつについて説明をお聞きしました。ぜひこの行政を支える職員の皆様方、町長がこれだけの責任を取るといって申し出られたことを深く肝に銘じて、日々の業務に不手際のないよう、町民から信頼を損ねることがないように、ぜひ頑張ってくださいと思います。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

11番 森 君

○11番（森 潤一郎君） 11番、森です。今、議会運営委員長の高木議員のほうから御意見があったように、私もですね、この事案は非常に単純な何というのかな、単純な仕事ミスの問題でしょう。これが悪意が感じられるとか、あるいは、何ていうですか、いわゆる汚職につながるとか、そういうふうな問題ではありません、この問題は。ただ単に、先般、事務方のほうから説明があったように、12月にいわゆる計上漏れをただやってただけということで、それで、それが4月まで尾を引いて、該当の上津田の区長さんあたりは、もうとにかくもう計画をしてたから、やらせてくれやらせてくれということでされたということで、ただそれだけの話ですよ、これは。だから、当然懲罰委員会で処分を、いわゆる忘れてはいけないことを忘れた職員は、それは当然、懲罰、訓告なりなんなりなされるのは当然のことです。ただ、そういうときに、そして、この高巢町長がいわゆる選挙に当選されて、そして登庁されたのは、多分15日じゃなかったんですか。16日じゃなかったんですか、4月の。それ以前はわからないわけですよ、彼は全然。ただ単に町長になった途端にこの問題が出てくる。だから、本来であれば、忘れた時点で前の町長さんが、福原さんが、いわゆる専決処分なりなんなりでしとけば何でもないことなんですよ。それがそのまま何もなされなかったからこういう形になってしまっていると。ですから、そういう意味ではですね、教育長さんもういわゆる何というか、前淵課長あたりと当然話をされたと思います。前淵課長が気づかれたときあたり、当然、相談を受けられたと思いますので、そのときのなんというか、町長にあれを、いわゆる福原町長さんにアドバイスをされるとか、そういうふうなことはなかったんでしょうか、お尋ねしたいと思いますけど。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 前淵君

○社会教育課長（前淵康彦君） 森議員の御質問にお答えいたします。

私が教育長に御説明を申し上げましたのは、4月20日の時点でございまして、先ほども申し上げましたけれども、そういう事態に私が気づきましたのが今年度、30年4月、はい、担当が3日に気づきまして4日に報告を受け取りまして、それから、該当区長さんのほうにお詫びと御説明に行き、補正予算を要求したいと思いますので、しばらくお待ちいただけませんかというようなお話をさせていただきながら進めてたんですけれども、私自身が上司への、教育長を含めまして報告、連絡、相談を怠ってましたので、教育長が実際お知りになったのは20日の時点だと認識しております。申し訳ございません。

○議長（蒲池恭一君） 今の質問の中で、前福原町長には報告はあったということですので、そ

れに対してははっきりと答弁してください。そのままいいです。

○社会教育課長（前淵康彦君） はい。前福原町長にも報告をしておりません。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問はありませんか。

11番 森 君

○11番（森 潤一郎君） この際ですから、私、不勉強で申し訳ないんですけど、こういうふうなときに総務課長さんにお尋ねしたいんですけど、いわゆる町長の専決処分というような形で、もしこういうふうな問題が事案がほかに出てきた場合にですね、やっぱしもう専決処分しかないというふうに判断されるようなときの、時間的な要素というのは何かあるんですか。ある一定の時間がなければ履行できないとか、あるいは、即、町長の判断でできるとか、そういうのはどうですか。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） この案件を日にちはちょっと覚えておりませんが、財政のほうに伝わりまして、そして私のほうに伝わりました。ただ、その詳細の内容は伝わりませんでした。この補助金を忘れておりますと。目の前に4月の24日に議会を控えておりましたので、ましてや住民の直結する分として、まあ初めての議会の中で、これはもう当然補正予算でやるべきだろうと説明をしたうえでですね、そういうふうに私のほうで判断をしてですね、財政のほうには言いました。

ただ、例えば1回こういう案件が通って予算が不足すると、例えば予算が不足しましたということであるならですね、そもそも急がんなら専決でもいいということですよ。あとあとわかりましたら、ほかに馬場地区とかほかにもありましたけれども、この上津田地区はこれまで出てきておりませんでした。今となればですね、そういうことをしっかりと聞いておれば、専決でもよかったのかなあとは思いますが。専決のそういったひとつの基準というのは、やはり、特別災害等でのときはですね、もう時間がないとか、あと、どうしても今しないと危険な状態に道路が陥るとか、そういった緊急性を持ったときには、やはり躊躇なく専決はやりますけれども、今回のようにきちんと担当が把握をして、当然のごとくやるのが当たり前の話、そういったものを忘れておりましたから専決をお願いしますというような話は、まず通らないだろうというふうに思いまして、私のところですね、それはお断りをしたところでございます。

○議長（蒲池恭一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 町長に御質問いたします。

こちらのほうに30年5月18日に、全員協議会のときにいただきました上津田地区公民館建設事業についての顛末書があります。これを踏まえまして、先ほど、町長の給与10%返上というほかの例も見せていただきましたが、他の例はすべて刑事事件というんですかね、横領とかひどい事案のものばかりです。どうこの事業のこれを読んでも、ほかの資料を見せていただいたこの横領とか、職員の犯罪というんですかね、それには該当しないように私は感じるんですが、それを踏

まえても町長はいわゆるこの100分の10ですか、10%返上というお気持ちを表されてるということなんですかね。簡単に言うと、これは刑事事件ではないのですけれども、他の長がやったような刑事事件と思い、処罰を自分に科すという気持ちでこれを上程されたのかというところをお伺いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま、齊木議員の質問でございますけれども、私としては、私自らを戒め、律するという意味で今回提案をいたしております。やっぱり、まずは自分が厳しく今回のことを反省し、今後このようなことがないようにという思いで今回提出をいたしておりますので、ぜひそのへんをおくみ取りいただきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君）

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 3番、齊木です。高巢町長のお気持ちは、今、お答えいただきましたので十分わかりました。私の考えは、このようなことはきっと町の決まりにもあるでしょうから、その決まりに則って処分していただきまして、しっかりと反省をしていただきまして、高巢町長は、先ほどから議員の皆様言われてるとおり、今、和水町では一番大切な学校統廃合事業工事が始まる所です。さらに気持ちを引き締めていただいて、この事業が、また学校統廃合以外の事業も前を向ってしっかり進めていくという姿勢を見せて反省を見せていただきまして、この他の長がやってるような、刑事事件に伴う10%返上というここまですることではなくて、仕事で反省の気持ちを見せていただくということを私は求めます。この10%返上よりも、学校の工事の進捗、または、職員の規律をさらに引き締めて、引き締めるのはもちろんですが、仕事がしやすい環境を整えるのも町長の仕事です。あまり職員が萎縮ばかりして、一般質問でもさせていただきましたが、和水町は千載一遇のチャンスがきてるところなんです。こんなすばらしいときにですね、職員の気持ちを縮めるようなことはしないでいただきたい。しかし、この上津田問題もそうですが、刑事事件とかそんなひどいことが起きないように、しっかりと規律を正すというのは町で決まってることはあるとは思いますが、それをさらに再確認していただきまして、仕事で反省を見せていただくと、仕事を前に進めるということですね、併せまして、町の職員の方が、気持ちよく自分の持っている100%の力をしっかり100%出せるような環境も整えていただくということで、反省を見せていただきたいと私は考えております。以上です。

今の質問に対して町長のお答えをいただきます。

○議長（蒲池恭一君） 答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 今一度しっかりとですね、原点乖離といいますか、常に緊張感を持って、全力を挙げて今後対処していかなければならんという思いでおります。この件につきましては、職員の皆さんと一緒にやりましてですね、今、大変な時期になってると、良いチャンスもきているということですので、これをしっかりと前に進めていく努力をしてまいりたいと思います。

御理解をいただきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 今、上程されております案件については、私が一般質問の折、町長に問い詰めた結果、町長のほうから追加日程で上程するということを答弁いただきました。それを形として表していただいたということは、私の一般質問に対して信義を示されたと認識をいたすことを御披露申し上げまして、町長に質問をいたします。

自分自身のですね、出処進退、処罰等についてはですね、自分自身から決断したものでないと私は駄目だと思っている一人であります。改めましてお聞きいたしますけれども、この案件について、この処罰の限度ていうか、程度ですね、それは自分自身で考えられて部下に指示をされ、こういう議案上程をしてくれと指示されたのか、それとも、人からこれくらいいいでしょうと言われた結果、その上程を指示されたのか、そのことについてお示しをいただきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 本件につきましてはですね、全く第三者からこうしろああしろという指示は全く受けておりません。私自身の考えで、こういう形で自分を律したいと、だから、最終日に提案をしてくださいということで総務課長にお願いはしたところです。いっさいほかの方々からの意見等はございません。私自身の考えです。これは全くそのような誤解があるようなことがもしあったとするなら大変なことですので、はっきり申し上げておきます。

○議長（蒲池恭一君）

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） わかりました。じゃあ町長の考えでこの議案を上程されたということでもあります。いろいろこの案件についてですね、記載漏れというようなことで表現される議員もおられましたけれども、私はですね、これは記載漏れじゃあるですよ。でも、記載漏れを通りすぎたところですね、何があるのかと。これは今、和水町で法整備している公金支出に関してですね、これは根底を揺るがすような案件なんですよ、本当に。ほかの議員さんはどう思われるかわかりませんが、私はそう認識してるわけですよ。

それで、あえてここでこういうことを披露するということは、あまりよろしくないことですが、あえて言わせていただきますけれども、去年の12月の定例会の折にですね、福原町長が提案した減給50%を5カ月、要は、これは議会主導のもとに出された案件ですよ。それに賛成されてますよね、町長は。人にはですよ、常識を逸脱するような提案をさせておきながらですよ、今、提案されてる額で本当によろしいと思われるわけですか。人間というものは、人には厳しく自分には甘い、自分もそうかなと思います。思うところがあります。やはり、人に厳しいならば自分にも厳しく、先ほど町長は律するという意味合いからこれを出したと言われましたよね。だから、私がいいたいのは、この額が適当なのか、この案件に対しての処罰がですよ、私がいいたいのは、常識を逸脱するような案件で出してくださいということは絶対言ってません。町長の

考えとして、この案件に対してこの額が適当であると判断されたわけですね。

私がですね、なぜ言うかと申しますとですね、今の住民のニーズというのは多様化しているわけですよ。だから、その多様化してるニーズに対処するためには、いろいろな問題が起こる場合が想定されます。福原町長、町政時代も何件かありました。坂梨町政のときにも何件かありました。合併前の菊水町時代からしても、それぞれの町長のときに問題は発生してるわけです。そして、職員にはプロフェッショナル、エキスパートを育てにやいかんというようなことが今、言われているわけですよ。

そこでですね、これは提案なんですけれども、対応の悪さですね、それと危機管理能力のなさすぎ、この二つだと私は思うわけですよ。今、社会的問題まで発展しました。たかがスポーツされどスポーツ、アメリカンフットボールで悪質なタックル、監督、コーチの指示に基づいて選手がした。ただタックルひとつですよ。対応の悪さ、それでもアメリカンフットボールは通りすぎて、日大そのものまでいってるんですよあれは。本当にですね、物事というのは対応の迅速さを求められるわけですよ。そして、それを的確に対応できるかできないか、それが危機管理ですよ。だから、私はこの案件、賛成・反対は別問題としてですよ、今後、再発防止のためにですね、ぜひ私は、危機管理係か、そういうものをですね、行政改革において設置していただきたいと思うわけですよ。

町長、そここのところで町長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君）

ただいま、池田議員が申されました危機管理の大切さ、まさにそのとおりだと私も思います。やはり、常に危機管理意識を持ちながら仕事をやっていくということは、私たちに常にこのことは忘れちゃいかんと思います。ですから、これはややもすると忘れがちになりやすい部分もあるかと思いますが。ですから今おっしゃったようにですね、やっぱり反復して、常にお互いに注意喚起し合うようなですね、環境が必要だろうと思います。ですから研修会も必要でしょうし、やっぱりある程度費用はかけてもですね、やっぱり職員研修会あたりは、私はすべきじゃないかなというふうに思っております。よく今おっしゃったことを身に刻みまして、今後の行政運営の中で対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（蒲池恭一君）

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） ぜひ和気あいあいの職場をつくるというのは、非常に大切だと思います。しかし、その中でですね、やはり一定の緊張感を持ってやはり仕事に接すべきじゃないかなと、いつも私は思って行動しているつもりですけども、ややすると逸脱するときもあります。しかし、本当にやっぱりそういった環境づくり、環境整備というか、そういう職場をつくり上げてですね、和水町一丸となって将来に向けてですね、ちょうど今日がその再出発のですね、原点と思えるような、再発防止にしてもいろいろな策を講じていただかなければ行けませんけれども、

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

4番 坂本君

○4番（坂本敏彦君） 確かにですね、今回の事案はですね、議会軽視も甚だしいと考えられます。また、事のですね、大きい小さいじゃなくて、やっぱりそのへんについてはですね、報告、連絡、相談と常に議会始まってからお言葉をお聞きしますけれども、そのへんについてはですね、今後町長が責任等はですね、今回の事案を期にですね、二度とこのようなことが起きないように、コンプライアンスを徹底していくことが町長の責任だと考えますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま坂本議員からおっしゃったとおりだと思います。コンプライアンスをしっかりと重要視しながらですね、共に職員の皆さんと一緒に前を進め、楽しく仕事をやれるような環境をつくり、そしてまた、常に緊張感を持ちながら仕事をしていく、大事なことだと思いますのでおっしゃったとおりと思います。

そういうことで頑張ってもらいます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 6番、高木です。私は、議案第43号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。

まず第一に、今までの質疑応答を聞いておりますと、案件発生が4月の15日以前であったこと。それから、その間も町長にまで報告がいついかなかったこと。対処のしようがなかったことと存じます。それから、改選後町長が初登庁されるのが4月16日でしたけれども、町長がこの案件を知るにいたったのは4月の23日、職員からの報告ですね、4月の23日、前の日なんですね。対処の方法が果たしてあったのかということがございます。

二つ目に、町長の責任の取り方ですけれども、町長は自らの給与削減を提案されています。それもひとつの責任の取り方ではありますが、その前に再発防止、これに取り組む意思をはっきり述べられるべきではなかったのでしょうか。答弁の中でありましたけれども、再発防止を優先すべきことだと、給料の減額のみが責任の取り方ではないと私は考えます。

また、三つ目には、最近の新聞紙上で、幾つかの市町村の不祥事が発生をしております、その処分の記事が載ってございました。懲戒免職で、町長と副町長さんでしたか、10分の1の2カ

月と、それを上回る処分を自らに課そうとされています。重いんじゃないかと私は考えます。

それから、今後お願いしたいことではございますが、先ほども申し上げましたように、襟を正し、町民の福祉向上のためにしっかり頑張っていただく、職員の皆様方も自らの責任を肝に銘じ、報・連・相を確実にやっていただきたいと思います。

私は、以上の3点から、本条例改正案に対して反対を表明いたします。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 9番議員の庄山でございます。

私は、この議案に対して賛成討論を行います。

まず、この賛成討論の内容ですが、私は3点、この案件に対して問題があると私は思っております。

第一に、予算漏れ、載せるべき予算が載っていないと、この点が1点、それと、予算なき執行、大津町町長、副町長の減給処分もあっております。議会の議決を得ずやっとなら、これに対してのはっきりした議会での処分もあっております。この予算なき執行、2点目、3点目は、皆さんが、私がこの案件を呈しなければ何も問題なかったという形で、これは通るべき予算であったかもしれません。予算も通りました。私は、この一般会計のひとつの部門の中で、この案件に対しては反対と。しかし、非常に反対もしづろうございました。臨時議会の一般会計の中でほかの議案もあったからです。しかし、私はこれはですね、この大きな問題として、予算なき執行、これが非常に何のための予算なのか。実質的にやった、終わったその時点での予算付け、予算は何のためにあるのか、これをしっかりとですね、やっぱし考えてやっていただかんといかんと、そういうことであります。

私は、この3点をひとつの流れとして簡単に通すわけにはいきません。やはりその責任、現町長の高巢町長は、4月の15日からの執行でございました。

（「16日です」と呼ぶものあり）

16日、その時点、前にですね、これは二つあっていると。さっきも申し上げたように予算の計上漏れ、それと、予算執行が予算のない執行をやっていると。この二つがあるわけです。しかし、この責任をやっぱし現役の町長だから、16日以降の町長だから、部下の本当にやったその手前、我々は自分でやりますというこの10分の1のカットということでございます。私は、町長としてこれは本当に部下を信じるならばそれぐらいはする必要があると私は思っております。これをあやふやにやるならば、今後いろんな問題としてこれは取り沙汰されると私は思っております。しかし、今度のこの減給処分は、一つの区切りとして、これを一つの区切りとしてこれから先しっかりとですね、職員、また幹部職員みんなが丸となってやっていただく、私はこの一つの区切りだと思っております。そういうことを意味してですね、私は賛成ということで終わらせていた

だきたいと思います。

以上でございます。賛成討論を終わります。

○議長（蒲池恭一君） 討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。原案に反対者ですよ。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 3番議員、齊木です。追加日程第1、議案第43号、和水町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての議題について、反対の討論をさせていただきます。

町長は、10分の1カットという提案ですが、あまりにも重すぎる処分だと思います。今までの和水町、または近隣の地域の処分の実例に併せて、それに併せての処分を考えれば、10分の1というのはこの事案に対してはあまりにも重すぎる。また、職員の方も和水町の規定に則って処分が下されるということが今、起きてるということですから、粛々と正しくその処分が行われています。だから、ここの議題の10分の1カットというのは、あまりにも重すぎるし、もし次にこのような事案が出たらどのような処分になるか、どんどんどんどん重くなるばかりで、処分の上乗せということしか起きないというふうに思います。今回は、今までの歴史というんですかね、それと和水町の歴史、そして、他の地域に照らし合わせて10分の1カットというのは重すぎるので、この議題に対しては反対を表明いたします。

○議長（蒲池恭一君） 次に、原案に賛成者の反対討論を発言を許します。

賛成討論ですね、失礼いたしました。もといたします。原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第43号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立少数です。

したがって、議案第43号は否決されました。

日程第20 閉会中の継続調査について

○議長（蒲池恭一君） 日程第20、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。皆さん、上着、着ていただいてよろしいでしょうか。

これで、平成30年第2回和水町議会定例会を閉会いたします。

御起立願います。

お疲れさまでした。

閉会 午後2時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

和水町議会副議長

署名議員

署名議員